

---

## F004. 食品等輸入届出変更 事項呼出し

---

業務コード	内 容
I FD	食品等輸入届出変更事項呼出し

## 1. 業務概要

「食品等輸入届出（I F C）」業務で届出された内容を変更する場合に、「食品等輸入届出変更（I F E）」業務に先立ち、事項登録内容を呼出す業務である。

登録した食品等輸入届出変更事項は変更届出前であれば任意に訂正することができる。

本業務により食品等輸入届出の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ検疫所に申し出た後に行う。

また、食品等輸入届出変更は届出受付番号につき9回まで行うことができる。

## 2. 入力者

全利用者（税関を除く）

## 3. 制限事項

なし

## 4. 入力条件

### （1）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

### （2）入力項目チェック

#### （A）単項目チェック

「入力項目表」を参照

#### （B）項目間関連チェック

なし

### （3）DB関連チェック

#### （A）利用者

- ①「利用者DB」に登録されている利用者であること。
- ②食品等輸入届出事項登録をした利用者と同じであること。
- ③税関以外の利用者であること。

#### （B）届出受付番号（輸入届出事項の訂正の場合）

- ①「食品等輸入届出DB」に登録されていること。
- ②無効でないこと。
- ③届出されていること。
- ④届出済でないこと。

## 5. 処理内容

### （1）食品等輸入届出事項呼出し処理

入力された届出受付番号により各種DBを検索し、食品等輸入届出事項を食品等輸入届出変更事項登録画面に出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
食品等輸入届出変更事項登録情報	なし	入力者

7. 特記事項

特になし。